

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置対象有資格業者

業者名	住所
日本道路（株）	東京都港区新橋1-6-5

### 2. 指名停止措置期間：

平成28年3月7日 から 平成28年6月6日 3ヵ月

### 3. 指名停止措置の範囲： 四国地方整備局管内

### 4. 事実概要：

公正取引委員会は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日、日本道路（株）ほか9社及び同犯罪当時に被告発会社10社で道路工事の請負等の業務に従事していた11名を検事総長に告発した。

### 5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第7号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止3ヵ月とする。

#### ○指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 7 当該地方整備局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く）。	刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○ 総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井 政勝 (内線6311)

○ 総務部契約課長補佐 高崎 勝行 (内線2512)

